

(要領様式第2号)

事業計画概要書に対する知事意見書

6上伊地環第36-1号
令和6年(2024年)11月28日

有限会社ファットエヴァー
代表取締役 鈴木 教仁 様

長野県上伊那地域振興局長

令和6年10月9日付けで提出のあった事業計画概要書について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第35条の規定による意見は次のとおりです。

1 提出のあった事業計画概要書

(1) 氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	有限会社ファットエヴァー 代表取締役 鈴木 教仁 長野県伊那市富県 3429 番 5
(2) 事業計画の概要	
➤申請の区分 (I)	産業廃棄物処理施設の設置許可
① 廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県伊那市富県 3387 番 2
② 廃棄物の処理施設の種類	木くずの破碎施設 (固定式)
③ 処理を行う廃棄物の種類 (当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	○破碎する産業廃棄物 木くず 特別管理産業廃棄物を除く。
④ 廃棄物の処理施設の処理能力 (廃棄物の最終処分場又は積替保管施設である場合にあっては、廃棄物の埋立処分 (保管) の用に供される場所の面積及び埋立 (保管) 容量)	木くず 195.2 t/日 (24.4 t/h : 8時間稼働) ・一次破碎機 : 木くず 236 t/日 (29.5 t/h : 8時間稼働) ・二次破碎機 : 木くず 195.2 t/日 (24.4 t/h : 8時間稼働)
➤申請の区分 (II)	産業廃棄物処理施設の設置許可
① 廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県伊那市富県 3687 番 1、3688 番 3
② 廃棄物の処理施設の種類	がれき類の破碎施設 (移動式兼用)
③ 処理を行う廃棄物の種類 (当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	○破碎する産業廃棄物 がれき類 特別管理産業廃棄物を除く。

④ 廃棄物の処理施設の処理能力（廃棄物の最終処分場又は積替保管施設である場合にあっては、廃棄物の埋立処分（保管）の用に供される場所の面積及び埋立（保管）容量）	がれき類 608 t/日（76 t/h：8時間稼働）	
➤申請の区分（Ⅲ）	産業廃棄物処分業の変更許可	
① 廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県伊那市富県 3687 番 1、3688 番 3	
② 廃棄物の処理施設の種類	がれき類の破碎施設（移動式兼用）	
③ 処理を行う廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）	○破碎する産業廃棄物 がれき類 特別管理産業廃棄物を除く。	
④ 廃棄物の処理施設の処理能力（廃棄物の最終処分場又は積替保管施設である場合にあっては、廃棄物の埋立処分（保管）の用に供される場所の面積及び埋立（保管）容量）	がれき類 608 t/日（76 t/h：8時間稼働）	
⑤ 変更の概要（変更許可等の場合）	新	旧
	○事業の範囲 ・破碎する産業廃棄物 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、 <u>が</u> れき類 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。	○事業の範囲 ・破碎する産業廃棄物 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。
(3) 周辺地域の範囲及びその根拠	(範囲) 伊那市北新区、高遠町上山田区 (根拠) 廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第 2 の 1 (5)	
(4) 関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠	(範囲) 伊那市長 周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者 周辺地域内において農業、林業又は漁業を営む者 (根拠) 条例第 28 条第 2 項及び条例施行規則第 22 条第 1 号	
(5) 関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	(日時) 北新区 令和 7 年 1 月 25 日（土） 午後 7 時から 上山田区 令和 6 年 12 月 20 日（金） 午後 7 時から (場所) 北新区 長野県伊那市富県北新 2785 番地 3 北新公民館 上山田区 長野県伊那市高遠町上山田 397 番地 1 いきいき交流施設上山田公民館	

2 知事意見

周辺地域の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
関係市町村長及び関係住民の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
事業計画概要説明会の開催に関する事項についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。